

フットサル選手の登録と移籍等に関する規則 新旧対照表 (案)

現 行	改 定 (案)	備 考
<p style="text-align: center;">第 1 章 登録</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 総 則</p> <p>第 6 条 〔プロ選手〕</p> <p>プロ選手とは、その所属チームとの書面による契約を有しており、当該選手のフットサル活動の対価として当該選手が被る費用を実質的に上回る支払いを受ける者をいう。</p> <p style="text-align: center;">第 2 節 登録手続き</p> <p>第 10 条 〔選手登録の方法〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本協会への登録は、アマチュア選手、プロ選手のいずれも加盟チームが登録申請をもって行う。</li> <li>2. プロ選手の登録には、前項の登録申請に加盟チームと選手間の契約書の写し及び「選手登録区分申請書」《書式第 1 号》を添付するものとする。なお、当該契約に関して、本協会に提出されていない別途の契約関連書類については、紛争処理に際して当該書類を考慮するか否かは、本協会その他紛争処理機関の自由裁量とする。</li> <li>3. 加盟チームは、「選手登録区分申請書」《書式第 1 号》の写しを所在地の都道府県サッカー協会 <u>及び加盟リーグ等</u> に送付する。</li> <li><u>4. 第 2 項に基づく登録申請料は、別に理事会において定める。</u></li> </ol>	<p style="text-align: center;">第 1 章 登録</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 総 則</p> <p>第 6 条 〔プロ選手〕</p> <p>プロ選手とは、その所属チームとの書面 <u>(電子契約を含む)</u> による契約を有しており、当該選手のフットサル活動の対価として当該選手が被る費用を実質的に上回る支払いを受ける者をいう。</p> <p style="text-align: center;">第 2 節 登録手続き</p> <p>第 10 条 〔選手登録の方法〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本協会への登録は、アマチュア選手、プロ選手のいずれも加盟チームが登録申請をもって行う。</li> <li>2. プロ選手の登録には、前項の登録申請に加盟チームと選手間の契約書の写し及び「選手登録区分申請書」《書式第 1 号》を添付するものとする。なお、当該契約に関して、本協会に提出されていない別途の契約関連書類については、紛争処理に際して当該書類を考慮するか否かは、本協会その他紛争処理機関の自由裁量とする。</li> <li>3. 加盟チームは、「選手登録区分申請書」《書式第 1 号》の写しを所在地の都道府県サッカー協会に送付する。</li> </ol>	<p>電子的な契約締結を可とすることを追記</p> <p>削除（実態と異なるため）</p> <p>削除（第 15 条と重複）</p>

第11条 [登録年度(年度)]

2. 登録年度の途中で行った登録(追加、変更等一切の場合を含む)については当該登録を行った日の属する登録年度が終了するまで有効とする。
3. 契約の終了その他の事由により、登録を申請した加盟チームと登録選手との間の所属関係が消滅したときは、前2項による登録の有効期間中であっても、その登録は失効するものとする。
4. 選手は、1つの登録年度中につき、最大3つのチームに登録することができる。この期間中、選手は、最大2チーム(2020年度及び2021年度については新型コロナウイルス感染症禍の例外として最大3チーム)のために公式試合に出場する資格を有する。

第14条 [登録区分変更]

選手登録区分変更を希望する選手は、加盟チーム経由で「選手登録区分申請書」《書式第1号》により本協会に申請し、承認を得るものとする。

第11条 [登録年度(年度)]

2. 登録年度の途中で行った登録(追加、変更等一切の場合を含む)については、原則として、当該登録を行った日の属する登録年度が終了するまで有効とする。
3. プロ選手の場合で、選手との契約が終了した場合、チームは当該選手をチームから抹消しなければならない。
4. 選手は、1つの登録年度中につき、最大3つのチームに登録することができる。この期間中、選手は、最大2チームのために公式試合に出場する資格を有する。

第14条 [登録区分の登録及び変更]

1. 選手登録区分変更(プロ選手の登録を含む)を希望する選手は、加盟チーム経由で「選手登録区分申請書」《書式第1号》により本協会に申請し、承認を得るものとする。
2. 前項にかかる本協会に支払うべき申請料は以下の通りとする。
  - (1) プロ選手：各年度あたり10,000円
  - (2) アマチュア選手からプロ選手への区分変更：1回あたり10,000円
  - (3) プロ選手からアマチュア選手への区分変更：1回あたり5,000円

適正化

適正化

2022年度は例外なしのため削除

適正化

適正化(申請料を明記)

第15条 〔登録区分変更の認定〕

選手登録区分変更の認定は、本協会において行う。

## 第2章 移 籍

## 第1節 総 則

## 第17条 〔目 的〕

本章の規定は、本協会の「加盟チーム及び登録選手」(過去に登録していたもの及び現在登録しているもの並びに将来登録を希望するもの全てを含むものとし、以下総称して「加盟者」という)相互間並びに加盟者と外国のクラブ(チーム)との間の選手移籍に関する紛争を防止するとともに、紛争が生じた場合にこれを解決することを目的とするものであり、加盟者の全てを拘束する。

## 第19条 〔移籍の手続き〕

1. 選手が移籍を希望する場合、当該選手は、移籍元チームから登録抹消され、移籍先チームが登録申請をし、本協会の承認を得なければならない。

2. 本規則の定めにより移籍元チームが抹消申請をするべきにもかかわらずこれを行わないときは、本協会は、移籍を希望する選手の申請に基づき移籍元チームの承諾に代わる決定をなすことができる。

第15条 〔削除〕

## 第2章 移 籍

## 第1節 総 則

## 第17条 〔目 的〕

本章の規定は、本協会の加盟チーム相互間及び本協会の加盟チームと外国のクラブ(チーム)との間における選手の移籍に関して定める。

## 第19条 〔移籍の手続き〕

選手が移籍を希望する場合、当該選手は、移籍元チームから登録抹消され、移籍先チームが登録申請をし、本協会の承認を得なければならない。

第19条の2 〔本協会による抹消〕

チームが抹消申請をするべきにもかかわらずこれを行わないときは、本協会は、選手の申請に基づき当該選手を当該チームから抹消することができる。

削除(実態と異なるため)

適正化

適正化

第2節 移籍の手続き

第26条 〔国際移籍〕

1. 選手が外国のチームへ移籍する場合、本協会は当該外国サッカー協会からの請求に基づき、当該外国サッカー協会に対して「国際移籍証明書」を発行するものとする。
2. 外国のクラブ（チーム）に登録されていた選手が新たに本協会加盟チームに移籍する場合、本協会は移籍先チームからの請求に基づき、当該外国サッカー協会に対して「国際移籍証明書」の発行を依頼するものとする。
4. 本条第2項に定める場合において、選手を移籍先チームに登録するためには、次の各号の条件を具備し、かつ、本協会に「国際移籍選手登録申請書」《書式第6号》を提出して、その承認を得なければならない。
  - (1) 本人が日本国内に入国し居住していること
  - (2) 本協会の請求に基づき、当該国のサッカー協会から当該選手の「国際移籍証明書」が本協会に対して発行されていること
  - (3) 次の各書類を添付すること
    - ① 旅券の写し
    - ② 入国査証の写し（日本国籍を有する選手を除く）
    - ③ 在留カード（又は特別永住者証明書）若しくは住民票の写し

〔改正〕

第2節 移籍の手続き

第26条 〔国際移籍〕

1. 選手が外国のクラブ（チーム）へ移籍する場合、本協会は当該外国サッカー協会からの依頼に基づき、当該外国サッカー協会に対して「国際移籍証明書」を発行するものとする。
2. 外国のクラブ（チーム）に登録されていた選手が新たに本協会加盟チームに移籍する場合、本協会は移籍先チームからの申請に基づき、当該外国サッカー協会に対して「国際移籍証明書」の発行を依頼するものとする。
4. 本条第2項に定める場合において、選手を移籍先チームに登録するためには、次の各号の条件を具備し、かつ、本協会に「国際移籍選手登録申請書」《書式第6号》を提出して、その承認を得なければならない。
  - (1) 本人が日本国内に入国し居住していること
  - (2) 本協会の依頼に基づき、当該国のサッカー協会から当該選手の「国際移籍証明書」が本協会に対して発行されていること
  - (3) 次の各書類を添付すること
    - ① パスポート（旅券）の写し
    - ② 入国査証の写し（日本国籍を有する選手を除く）
    - ③ 在留カード（又は特別永住者証明書）若しくは住民票の写し（日本国籍を有する選手を除く）

〔改正〕

2022年 2月10日

適正化

適正化

適正化

適正化